

戦争させない社会の可能性（報告上）

～～戦後の日本と世界の再確認～～

2025 年 8 月 戦争させない社会研究準備会

河野道夫（沖縄県読谷村在住）

I. 研究の前提

グテーレス国連事務総長は、2024 年「世界は何をしても罰せられない危険で予測不能な大混乱」とした¹。ラッセルとアインシュタインは 1955 年共同宣言で、問題なのは「軍事的な争いを防ぐためにいかなる手段を講じることができるかだ」と提起したが、世界はいまだに満足な答えを出すことができていない。暴走する軍事大国を抑える強制力がないのは、世界政府ではない国連がいわば加盟国の「自治と協働」を前提にしているからである。国連憲章を強化徹底した不戦・非武装の日本の憲法は世界で唯一無二のもので、ラッセル・アインシュタインへの答えの一つになっている。しかし、政府はこれを無視して日米軍事一体で脅威に対処するとしている。

戦争させない社会に向けて私たち市民に何ができるか。この研究の前提は少なくとも三つある。

- (1) **憲法の活用**：平和と人権の一体化²というべき日本の憲法は「平和創出宣言」または「非軍事化宣言」として活用することができる。その根拠は、政府に戦争させない国民の決意、諸国民の公正と信義に信頼し安全と生存を保持する決意、全世界の人々の平和的生存権の確認³、どの国も「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」責務（以上前文）、戦力の不保持と交戦権の否認（9 条）、個人の尊厳と基本的人権（12・24・97 条）などの明文規定にある。
- (2) **抵抗権の尊重**：沖縄の翁長雄志前知事は「憲法の上に地位協定、国会の上に日米合同委員会」という日米安保体制の矛盾を突いて政府に抵抗した。抵抗権は、人権保障に内在する実定法上の権利といわれ（通説）⁴、その根拠とされるのは憲法の「自由及び権利は国民の不断の努力によって保持しなければならない」（12 条）「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（97 条）公務員の憲法遵守擁護の義務（99 条）などといわれている。
- (3) **琉球・沖縄の価値**：沖縄県玉城デニー知事は、2025 年、知事公室に平和・地域外交推進課を新設した。これは翁長雄志知事の 2016 年アジア経済戦略課の新設と同様「万国津梁」や自立と進取の精神に基づくもので、琉球政府の 1971 年「復帰措置に関する建議書」による「新生沖縄の像」⁵を補強したものといえる。なお沖縄は、小国分立時代を含めて 1000 年⁶、天皇制とはまったく無縁だったため、日本の憲法のすべてが支持されているわけではない。

¹ アントニオ・グテーレス国連事務総長「2024 年の優先課題」同年 2 月 7 日総会。中谷防衛大臣はこの現状を「国際秩序の空洞化、説明責任の軽視、国際公益への責任放棄」と指摘—25 年 5 月 31 日アジア安全保障対話におけるスピーチ（シンガポールのホテル・シャングリラ）。

² 「平和と人権の相互依存(性)」ともいわれている—辻村みよ子『憲法』日本評論社 2000 年、122 頁。

³ 平和的生存権：樋口陽一は「平和的手段によって平和状態を維持・享受する権利」とする—樋口・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解法律学全集・憲法 I』青林書院 1994 年、37 頁。

⁴ 実定法：制定法、慣習法、判例法のことで「自然法」に対する概念。

⁵ 1971 年建議書の「新生沖縄の像」：地方自治権の確立、反戦平和の理念、基本的人権の確立、県民本位の経済開発と所得の最低限保障。基地のない平和の島、安保は「必然的に反対」、自衛隊配備は「慎重再考の要」—など。

⁶ 城時代は 12 世紀に始まる（三山統一は 1429 年）—沖縄県 HP。大田昌秀知事は、沖縄戦によって「祖先が一千年に渡り営々として築き上げた文化遺産は、そのほとんどが灰燼に帰した」—1991 年 6 月 23 日「沖縄平和宣言」。

II. 第二次大戦後の世界

二つの世界大戦を体験した世界は、国連憲章などによって「人間の尊厳」⁷を根源とする生命と人権の最優先を「自由・正義・平和の基礎」と位置づけた。もちろん、日本の憲法は国連憲章を踏まえた上に、前述のように平和と人権を一体化させた。「人間の尊厳」を考察したのは18世紀のカント、それを法制化した代表例はドイツ基本法といわれている⁸。

憲法95条による特別法によって「平和記念都市広島」は恒久平和に向けた「理想の象徴」を、「国際文化都市長崎」は恒久平和の「理想への貢献」を、また横須賀・呉・舞鶴・佐世保の旧軍港市は「平和産業港湾都市」として「平和日本実現への寄与」をそれぞれめざしている⁹。沖縄は「戦争につながる一切のものを否定」し「基地のない平和な島」をめざすとしたが¹⁰、米軍基地集中の国策に押しやられ、たとえば「沖縄平和地域整備法」「沖縄非軍事化特別法」といったものは検討されないままになっている。

- (1) **国連憲章** 1945年6月：「一生のうちに二度までも言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害」¹¹から将来世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を確認「共同の利益の場合以外は武力を用いない」（以上前文）。「国際紛争の調整・解決を平和的手段により、かつ正義と国際法の原則に従って実現する」（1条=国連の目的）。
- (2) **世界人権宣言** 1948年12月：「すべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪いえない権利を認めることが世界における自由・正義・平和の基礎をなす」「連合国の人民は基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権への信念を改めて確認する」（以上前文）。「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」（1条）。
- (3) **国際人権規約** 1966年12月：「すべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪いえない権利を認めることが世界における自由・正義・平和の基礎をなす」「これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め〜」（以上自由権規約前文）。「すべての人間は生命に対する固有の権利を有する」「何人も恣意的にその生命を奪われない」（同6条=諸外国の死刑制度廃止の根拠）。
- (4) **アジアの人権観** 1993年3月：アジア地域会議は、その人権観を「バンコク宣言」にまとめて同年6月ウィーン世界人権会議に臨んだ。同宣言は、①人権は普遍的ではなく各国・地域の特殊性と歴史的・文化的背景などで異なる。②人権は国内問題で他からの介入を許さない。③社会権と発展する権利が最優先されるべきだ。④先進国の人権政策は一貫性を欠き、とくに人権を援助の条件にすべきでない。途上国は最終的に世界人権会議の「人権の普遍性」に賛同した。

⁷ **人間の尊厳**：「ドイツほど『人間の尊厳』を法制度に組込んでいる国は他にない」—マイケル・ローゼン著、内尾太一・峯陽一訳『尊厳：その歴史と意味』岩波新書 2021年、冒頭と98頁。なお加藤周一は、民主主義を「個人の尊厳と平等の原則の上に考えられる社会制度」—加藤著作集(7)『近代日本の文明史的位置』平凡社 1979年、72頁。

⁸ **ドイツ連邦共和国基本法**（ドイツ基本法）第1条：①人間の尊厳は不可侵である。これを敬い保護することはすべての国家権力の義務である。②ドイツ国民はそれゆえに、侵すことのできない、譲り渡すことのできない人権を世界のあらゆる人間社会、平和および正義の基礎として認める。同法は1990年統一ドイツにも適用された。

⁹ 1949年5月**広島平和記念都市建設法**、同じく**長崎文化都市建設法**、50年**旧軍港市転換法**——いずれも憲法第95条によって「一つの地方公共団体のみに適用される」とされる特別法。

¹⁰ 1971年琉球政府『復帰措置に関する建議書』の「はじめに」前半。

¹¹ 大戦の犠牲者：二つの大戦で合計軍民6千万以上。戦闘員死者一次大戦854万、二次1700万。民間は一次不明、二次3432万—油井大三郎「世界史の中の戦争と平和」—岩波講座『世界歴史25巻』岩波書店 1997年、66~71頁。

III. 日本の戦後80年

「帝国・皇国」のまま敗戦を迎え象徴天皇制を憲法化したため、昭和天皇への同情¹²、その戦争責任の回避、戦争被害の国民受忍論などが定着した。そのことは、かつての植民地支配や侵略を認めようとする態度や、権威者・強者への依存体質を残すことにつながったと思われる。前者（歴史の歪曲）は下記の戦後50年決議などの顛末に、後者（強者依存）は日米安保体制と対米従属に現れている。以下、戦後50年の衆議院本会議決議と8・15記念の首相談話（戦後50年、60年、70年）を確認する。

・1995年6月9日「歴史を教訓に平和への決意を新たにする」衆議院本会議決議

表記の「自社さ連立政権」与党三党決議案は、衆議院本会議として異例の採択になった。定数502議員中241名が欠席（出席261名）し、起立採決で賛成230名。「譲歩しすぎ」とする共産党や一部の与党議員まで反対または欠席した。自民党保守派の主張する最大の論点は、日本の「植民地支配や侵略」が事実とはいえないという点だった。理由は、①「植民地支配や侵略」にはその当時、定義がなかった¹³。②ヨーロッパ列強はそれを数百年にわたって重ねていた——などである。また、アジア諸国民に対する謝罪と賠償は済んでいるから重ねて「謝罪」すべきでないとの主張もあった¹⁴。

その結果、決議文は「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する」となり、日本の行為は「植民地支配や侵略的行為」だったと明言することは微妙に回避された。参議院自民党はそれをさらに徹底するため「こうした」を消すことを主張し、参議院本会議では決議に至らなかった。なお「深い反省」をしても「謝罪」はしていない。

・1995年8月15日戦後50年の村山首相談話

村山首相談話は、前記の論点を鮮明にし「我が国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損失と苦痛を与えました」「私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史的事実を謙虚に受け止め、ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」。論点のすべてが簡潔に表現されている¹⁵。

・2005年8月15日戦後60年の小泉首相談話

小泉首相が村山談話を継承したことは、次の部分から明らかだろう。

「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外すべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表

¹² 天皇への気遣い：「こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして国の仕事をした人々は、国民ぜんたいがえらんだものでなかったもので、国民のかんがえとはなれて、とうとう戦争になったからです」—文部省「あたらしい憲法のはなし」1947年、15頁。

¹³ 定義が明らかにされたのは、国連総会1960年12月14日「植民地と人民に独立を付与する宣言」、1974年12月14日「侵略の定義に関する決議」。

¹⁴ 1995年6月10日『朝日新聞』1・2・3・7面。安村 廉^{きよし}『歴史を裁いた政治家たち』展転社1995年、51~103頁。

¹⁵ 社会民主党機関誌宣伝局『月刊社会民主』2025年8月号「特集・戦後80年と村山首相談話の意義」。

します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です」。

・2015年8月15日戦後70年の安倍首相談話

「侵略と植民地支配」については、「100年以上前の世界には、西洋諸国を中心とした国々の広大な植民地が広がっていました」「圧倒的な技術優位を背景に植民地の波は19世紀、アジアにも押し寄せました」とした上で「いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に決別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない。——先の大戦への深い悔悟の念と共に、わが国はそう誓いました」。

かつて日本が植民地主義を選択した事実を指摘しないため「深い悔悟」の対象がはっきりしない。ただし、これまで歴代内閣が「痛切な反省とお詫び」を繰り返し表明してきたことに「変わりはない」とした上で、「外交的、経済的な行き詰まりを力の行使によって解決しようと試みました」「自らの行き詰まりを力によって打開しようとした過去をこの胸に刻み続けます」と重ねて強調した。つまり「深い悔悟」の対象としては、平和的な解決手段を徹底的に追求しようとせず、武力を不適切に行使したことに絞られたと解釈できる。

謝罪については、「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子供たちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。しかし、それでもなお、私たち日本人は、世代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければなりません。謙虚な気持ちで過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任があります」¹⁶。

・愛国・救国の異様な性格

保守勢力は、自国が侵略と植民地支配を行った事実を認めようとしない。その背景には、おおむね次のような考えがある（筆者の体験による）。《ヨーロッパ諸国の中国侵略と植民地支配は、覇権争いと同時に黄色人種差別（黄禍論）の一環である。日本は、大陸に進出しこれに対抗しなければ本土が植民地にされていた（満蒙生命線論）。危機感によるこの「愛国・救国」の活動を「侵略・植民地支配」と批判すべきではない》——というもの。日本は1919年、国際連盟規約に「人種差別撤廃」を補強する提案を繰り返したとも言われていたように日本の活動は被差別側の意識に基づいていた。

他国を自国の「生命線」とすることは憲法の「他国を無視してはならない」責務に反するが、当時においてもアメリカは「門戸開放・機会均等の原理に反する」として反対し、また中国は第一次大戦後、日本の特殊権益を取り戻す運動を強めたという。そして「空権化」した特殊権益擁護のための実力行使が満州事変だったといわれている¹⁷。そもそも国外を自国の「生命線」とすることは、その地域に対する差別の意識と構造がなければできないはずだ。いま政府が“台湾有事”に向けて南西諸島などを「防御線」とする方針は、それに近い。日米安保体制のもとで軍事基地を沖縄に集中させ、不平等な地位協定を温存する国策に差別を読み取るのも、当然というべきである。

¹⁶ 東郷和彦（元外務省条約局長）はこの部分を「日本のヴァイゼッカー演説」であり「歴史和解で忘れてはいけない根本精神」と称賛した一前掲社会民主党、14-5頁。

¹⁷ 外務省外交史料館『日本外交史辞典』山川出版社1992年、980・981頁いずれも左側。要約すると「1917年革命によるソビエト政府成立によって満蒙勢力圏を規定していた日露協商関係が崩壊し、満蒙一体を日本の勢力圏にすべきであるとする議論（満蒙特殊権益論）が勢いをもち始めた」「満州事変直前には『満蒙問題解決』のためには、米英ソを相手とする世界戦争をも辞さず（石原莞爾）という強硬論が軍部を中心に展開されるにいたった」。